

平成25年12月13日（金）

**日程第6 請願第14号 新聞購読料への消費税軽減税率適用を求める請願について**

○議長（石橋英和君）日程第6 請願第14号 新聞購読料への消費税軽減税率適用を求める請願について を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

総務委員会委員長 21番 岡君。

〔21番（岡 弘悟君）登壇〕

○21番（岡 弘悟君）それでは、委員長報告をさせていただきます。

去る12月5日の本会議において、本委員会に付託された請願第14号 新聞購読料への消費税軽減税率適用を求める請願について を審査するため、12月6日に委員会を開催し、慎重審査の結果、賛成多数で採択すべきものと決しましたので、以下その概要を報告いたします。

請願第14号の趣旨は、現行5%の消費税は平成26年4月から8%に、27年10月から10%に増税する予定である。新聞は活字文化や識字率、学力、技術力を支えるものであり、大半の欧州先進国では、民主主義を支える公共財として新聞購読料への消費税には軽減税率を導入している状況から、我が国においても軽減税率適用を実現するため、国に意見書の提出を求めるものである。

請願の趣旨にある新聞の重要性は理解できるが、同様に食品等その他の生活必需品についても軽減税率適用が必要であると考えるところの意見がありました。

国会において消費税増税は既に決定しているが、増税そのものに反対であり、増税を前提とした軽減税率適用の意見書提出については賛同できない との意見がありました。

以上です。ご賛同のほど、よろしくお願いたします。

○議長（石橋英和君）ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論する方ありませんか。

3番 富岡君。

〔3番（富岡清彦君）登壇〕

○3番（富岡清彦君）新聞購読料への消費税軽減税率適用を求める請願について、反対の立場から討論を行います。

反対理由は、本請願は来年4月から消費税率を8%に、再来年10月から10%に引き上げることを前提（消費税率の引き上げを認める）とした意見書であります。日本共産党は、来年4月からの消費税率の引き上げの中止を求め、消費税増税中止の一点共闘を呼びかけ、運動を展開しております。また、消費税増税に頼らない別の方法も提案をいたしています。請願は消費税の増税を前提とし、生活必需品のごく一部である新聞だけを減税の対象とし、複数税率の導入、軽減税率の適用を求める意見書になっていることから、反対といたします。

以上です。

○議長（石橋英和君）ほかに討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、請願第14号 新聞購読料への消

費税軽減税率適用を求める請願について を採決いたします。

委員長報告は採択であります。本件は採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(石橋英和君) 起立多数であります。

よって、請願第14号は採択することに決しました。

---

日程第7 請願第12号 住宅リフォーム助成制度創設を求める請願について と、日程第8 請願第13号 城山台中央公園および各公園内への屋外健康器具設置に関する請願について の2件

○議長(石橋英和君) 日程第7 請願第12号 住宅リフォーム助成制度創設を求める請願について と、日程第8 請願第13号 城山台中央公園および各公園内への屋外健康器具設置に関する請願について の2件を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

経済建設委員会委員長 8番 山田君。

[8番(山田哲弥君)登壇]

○8番(山田哲弥君) それでは、委員長報告を行います。

去る12月5日の本会議において、本委員会に付託された請願第12号 住宅リフォーム助成制度創設を求める請願について、請願第13号 城山台中央公園および各公園内への屋外健康器具設置に関する請願について を審査するため、12月9日に委員会を開催し、慎重審査の結果、請願第12号は賛成少数で、請願第13号は賛成者がなく、いずれも不採択とすべきものと決しましたので、以下その概要を報告いたします。

請願第12号の趣旨は、不況が長期化する中、住宅リフォーム助成制度を導入した自治体では大きな経済波及効果を生んでいることから、

本市においても地域経済再生と活性化のため、同制度の創設を求めるものである。

紹介議員に対し、先進地事例について ただしがあり、高野町では移住定住促進策の一つとして導入し、対象者は当該町民で住宅の入居者で世帯全員が税金等を完納している人、及び工事完了後の移住者、対象工事は町内業者が施工する5万円以上の工事としている。補助は工事費の2分の1以内で20万円を限度とし、うち1割を町内商品券で支給している。10月21日現在、67件の申請があり、工事費4,778万円、補助金1,153万円、商品券116万2,500円である。海南市では、工事費10万円以上のものに最高10%(10万円)を補助するもので、予算505万円、2カ月間で50件を募集するものである との答弁がありました。

本助成制度の財源確保策について ただしがあり、補助内容によって必要予算は異なるが、企業誘致基金の活用などで財源は確保できると考える との答弁がありました。

高齢者や子育て世帯などに対象を限定する考えはないか とのただしがあり、制度の趣旨から全住民を対象とすべきである との答弁がありました。

当局に対し、財源は確保できるか とのただしがあり、現時点において企業誘致基金の活用は考えられない。対象を限定すれば効果が下がり、高野町と同規模で実施すれば一般財源で多額の予算を確保する必要があり、導入は難しい との答弁がありました。

討論に入り、採択することに反対の立場から、効果はあると考えるが、国の経済対策も想定される中、導入は検討が必要である。また、限られた予算の中で種々の少子高齢化対策が必要な状況を見ると、本事業を優先的に導入することは見送るべきと考え、本請願を採択することに反対する との討論がありました。

採択することに賛成の立場から、導入すれば市内業者の仕事と所得、市の税収が増え、市内でお金が循環し、市経済の活性化に有効である。企業誘致と並行して市内事業者の活性化施策が重要と考え、本請願を採択することに賛成するとの討論がありました。

予算措置が可能な範囲の導入であっても一定の効果はあると考え、本請願を採択することに賛成するとの討論がありました。

請願第13号の趣旨は、高齢化が進む城山台住民の健康維持により、医療・介護費削減と公園長寿命化両面に貢献するため、城山台各公園、特に自然との触れ合いや幅広い年齢層のコミュニケーションの場となっている中央公園内に本格的なフィットネス・ゾーンとして屋外健康器具の設置を求めるものである。

紹介議員に対し、中央公園を含む城山台の全公園に設置を求めているのか。また、本格的なフィットネス・ゾーンとはどういう設備を想定しているのかとのただしがあり、請願は城山台全公園への設置を求めるものとなっているが、市内全域で必要な箇所に設置してほしいとの思いも込められている。また、設備については、管理上問題のない器具を求めており、保健福祉センターに設置しているような専門スタッフが必要なものは求めているとの答弁がありました。

請願者は個人であるが、自治会として健康器具の設置が必要と考えているか。また、区民に対し今回の請願は周知されているかとのただしがあり、請願署名は住民それぞれの判断によることとしたため、必ずしも区・自治会の総意とはなっていないが、健康器具を設置してほしいとの思いは強いと感じているとの答弁がありました。

公園はあらゆる年代の方が利用するが、子どもが遊ぶ環境としても必要な場所である。健康器具を設置した場合、危険性はないか

とのただしがあり、全国的に児童公園や地域の公園に設置している事例が数多くある。それらの場所では遊具と健康器具を工夫して配置し、大人と子どもそれぞれが利用する範囲が区別できている。また、器具は可動範囲が少なく大人が使いやすいものとなっているとの答弁がありました。

城山台地区と違い他地区では設置場所が限られるのではないかととのただしがあり、健康維持設備として、伏原文化センターや保健福祉センターに本格的な健康器具、高野口クリーンセンター跡地にはパークゴルフ場が設置済みであるとの答弁がありました。

設置台数について ただしがあり、ウォーキングロードと組み合わせた配置になると考えており、城山台中央公園の場合、4台程度は必要と考えるとの答弁がありました。

当局に対し、設置した場合の維持管理と事故が発生した場合の責任の所在について ただしがあり、公園管理者である市が維持管理を行い、事故発生時も最終的に市に責任があると考えとの答弁がありました。

今後、他地区から同趣旨の要望が出る可能性もある中、どういった対応となるかとのただしがあり、高齢者の健康維持において公園への健康器具設置は今後の課題と認識しているが、当面は既存の遊具等の維持保全を行う公園長寿命化計画を推進する必要がある。バリアフリー化は長寿命化とあわせて実施しつつあるが、健康器具設置は難しいのが現状である。また、設置が可能となっても市全域を対象とする必要がある。城山台中央公園は駐車場がなく、近隣住民の利用が中心となることから、全市民が利用可能な運動公園などが第一候補になると考えるとの答弁がありました。

以上でございます。議員各位のご賛同、よろしくお願いいたします。

○議長（石橋英和君）この際、10時45分まで休憩いたします。

（午前10時32分 休憩）

（午前10時45分 再開）

○議長（石橋英和君）休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に従い、議案審議を行います。

ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

17番 松本君。

○17番（松本健一君）請願第13号に関して、委員長にお尋ねいたします。

委員長報告に「慎重審査の結果」と演壇にてご報告いただきましたことについて、お尋ねさせていただきます。委員会では、請願審査にあたり質疑が行われましたけれども、質疑は請願内容について、紹介議員を通じて本会議で意見を述べることのできない請願者の意思や意図を委員会で事前確認する場であると同時に、行政情報を当局側に確認を行う場です。

つまり、委員会として理解を深め、正確な判断を行い、全議員に報告を行うための途中プロセス過程であり、委員会質疑で判断に十分な情報を得て、各委員の意見を聞き、結論をまとめ、賛成・反対を討論で理由を述べさせ、特に反対意見が多い場合は、慣習的に討論する委員を調整し、討論で反対理由を述べ、請願者へ委員会の意思を細部に正確に伝える機能を果たしています。そのため、討論は反対意見から先に述べる慣例があります。もし、判断に必要な情報に満たない場合は、委員会として調査に要する時間を確保するため、継続審査とする権限を委員長は持っています。

そこで、「慎重審査の結果」と本会議で報告された委員長に、3点ほどお尋ねいたしま

す。

まず1点目が、各委員の意見はお聞きになりましたでしょうか。それはどのような場所と方法で行われましたか。

2点目、議会慣習・慣例で、反対討論から行うことを委員長はご存じですか。

3点目、反対者がいる場合、討論を行うべきと委員長はお考えでしょうか。お考えであれば、なぜ今回の請願で行われなかったのか、理由をご説明ください。

以上3点質問させていただきます。

○議長（石橋英和君）「慎重審査の結果」という言葉に対する質問だというご発言なんですけどね、具体的な中身に関する質問なのかどうかというのは、ちょっと妥当性を欠いておるように受け取れます。

17番 松本君。

○17番（松本健一君）そうしましたら、まず、報告書の最後の部分です。「城山台中央公園は駐車場がなく、近隣住民の利用が中心となることから、全市民が利用可能な運動公園などが第一候補になる」というお答えを当局側から引き出されております。今回の請願にある城山台中央公園は、公園に隣接する紀見地区公民館にございますけれども、この紀見地区公民館の駐車可能な台数は質疑が行われましたか。その点をお尋ねさせていただきます。

○議長（石橋英和君）8番 山田君。

○8番（山田哲弥君）そういう詳細というんですか、細かいところまでは、それは委員会としても各委員の、要するに質問の中にも話を出すべきだと思えるんですけれども、この、今、紀見地区公民館についての審議について、あったかないかにつきましては、これにつきましては委員会では出ておりません。

○議長（石橋英和君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ないようですので、こ

れをもって質疑を終結いたします。

これより、請願第12号の討論に入ります。  
討論する方ありませんか。

2番 阪本君。

〔2番（阪本久代君）登壇〕

○2番（阪本久代君）住宅リフォーム助成制度創設を求める請願に対して、委員長報告は不採択でしたが、採択することに賛成の立場で討論を行います。

請願趣旨にも書いてありますように、不況が長期化する中で、中小業者は仕事の減少や単価の切り下げなどにより、大変苦しい経営を余儀なくされています。住宅リフォーム助成制度は、リフォームを市外の業者に発注するのを、市内業者でリフォームをするときにだけ助成金を出すことによって、市内業者に発注するよう誘導することも含め、市内業者の仕事を増やす制度です。

請願者は中小業者の団体です。何とか営業を続けるためにも、仕事を増やさなければなりません。県下では、今年4月、はじめて高野町で住環境整備（リフォーム）補助金制度が創設され、既に24業者が工事を施工しています。高野町では、補助金の1割を町内商品券で補助していますので、建築関連の業者だけでなく、商店も潤うようにしています。

橋本市は企業誘致に力を入れています。新しい働く場をつくり、若者の転出を少しでも少なくすることは大事です。しかし、地元の中小業者を活性化させることも雇用増につながります。しかし、企業誘致ほども、この地元中小業者に対する予算は少な過ぎます。中小企業信用保証料補助金や商工業活性化資金利子補給補助金の制度はありますが、融資を受けると返済をしなければなりません。融資を受ける余裕がないところまで追い込まれている状況だと思います。地域経済活性化のためにも、住宅リフォーム助成制度は効果的な

制度だと考えます。

以上をもって採択に賛成の討論といたします。

○議長（石橋英和君）ほかに討論する方ありませんか。

6番 辻本君。

〔6番（辻本 勉君）登壇〕

○6番（辻本 勉君）私は、委員長報告に賛成の立場から討論したいと思います。

この制度、住宅リフォーム助成制度につきましては、もう何回も一般質問とか請願でも聞いておりますが、趣旨というのは十分理解するところでありますけども、特に、経済効果ということに重点を置かれているということに私は思います。そんな中で、アベノミクスがありまして、今後、国の経済対策というのも、いろいろ出されてくるということで想定される中でありますけども、そんな中で、この制度の導入については、もう少し検討が必要ではあるのかなと思います。

例ということで出されております高野町の制度なんですけども、この制度を、仮に本市に実施をしていきますと、多額の予算が必要になります。委員会では1.5億円という答弁をいただいていたと思うんですが、多額の予算が必要であって、大変当局としても導入は難しいという見解を持っておりますし、本当にこの制度、全住民対象という形でいきますと、本当にそれなりに相当な額の予算が必要ではないのかなと思われま。

そんな中で、特に弱者と言われます障がい者や要支援・要介護等の方々につきましては、福祉政策の中で住宅改修といういろんな制度があります。本来、そちらのほうを利用されるのが一番いいのかなということで、限られた予算の中で、種々の少子高齢化対策を今後ともやっていかなくはならん中でいきますと、優先順位的には、これはちょっと当ては

まらないのではないかなということ、私としては思っております。

ということで、今後いろんな施策の中で、やはりきちっとした優先順位をつけた中で福祉等の施策をやり、市民のために実施していくべきではないかということで、全住民の経済対策だけの住宅リフォーム助成制度につきましては、趣旨は理解しながらも、もっと検討する必要があるのではないかなと。なおかつ、財政的な余裕ができた中で実施をすべきではないかと思っておりますので、委員長報告どおり本請願については不採択とすべきと思いません。

○議長（石橋英和君）ほかに討論する方ありませんか。

17番 松本君。

〔17番（松本健一君）登壇〕

○17番（松本健一君）私は、委員長報告に反対の立場で討論を行わせていただきます。

今回の委員長報告の中にも、また、請願者の、また紹介議員の説明の中にも含まれておりましたが、今回のリフォーム助成に関しては、現金での助成ではなく、地域振興券やエコポイントなどのお金が地域に循環する制度設計とすれば、市独自の経済政策が行える。この請願者の目線にとらわれず、広い視野で事業化に取り組むべきであると私は考えますので、委員長報告に反対の理由とさせていただきます。

○議長（石橋英和君）ほかに討論する方ありませんか。

1番 松浦君。

〔1番（松浦健次君）登壇〕

○1番（松浦健次君）私は、本請願に反対の立場から討論します。

いろんなお考えはわかるんですけども、政治というのは公平でなければいかんと。非常に大きな公平を保つということは、大きな

政治の要諦であると考えております。特定の人に、いわゆるこれはばらまきにあたると。それは、リフォームするお金を持っている人にとってはいいけれども、それさえも、したくてもできない人もいっぱいおるんでね。そういう人たちのこと、あるいは必要のない人のことを考えれば、公平性という観点からは妥当な請願ではないと考えます。

以上です。

○議長（石橋英和君）ほかに討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、請願第12号 住宅リフォーム助成制度創設を求める請願について を採決いたします。

委員長報告は不採択であります。本件は採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（石橋英和君）起立少数であります。

よって、請願第12号は不採択と決しました。次に、請願第13号の討論に入ります。討論する方ありませんか。

17番 松本君。

〔17番（松本健一君）登壇〕

○17番（松本健一君）では、本請願に関する委員長の不採択報告に反対の立場、請願賛成の立場で討論いたします。

民主主義の主権は住民、橋本市政では市民です。議会は市民に希望を与える存在だと私は思います。「事件は会議室で起きているのではない。現場で起きているんだ。」と「踊る大捜査線」の名文句がございます。請願は議会で起きているのではございません。生活で起きておりますと、私は皆さんに訴えたい。橋本市は二つの権力分権で成り立ち、最終

決定権こそないものの、予算編成や行政管理を統率する執行権力を1人で持つ絶大な権力者である1人の市長と、22名の合議体で絶大な権力の暴走に監視の役目を果たすと同時に、主権者市民の声を市政に公正・公平に反映させ希望を与える役目の議会と、二つの機構があります。

議会は市民の声を受け、地域の偏りのないよう利害調整を行わなければなりません。それは、市民の声が一地域であったとしても、全体のニーズであるかどうかを調べ、市民の声を全市の声に増幅させる機能が果たされなければなりません。あくまで主権者は一人ひとりの市民なのです。

議会議員は、その地位に立てば、権力を持つことで市民を苦しめる存在ともなれば、市民を幸福に導くこともできる存在であり、権力行使の際は十二分に配慮しなければなりません。権力を行使する立場にある政治家は、意図において合理的であるばかりでなく、結果においても事後的には合理的であると言われる。つまり、苦しめる結果にも合理的であり、幸福に導いた結果にも合理的であり、あらねばならないのです。

だからこそ、プロセスが大切であり、効率性よりも開放性・公開性を高める議会改革が、地方分権化という中央集権体制からの脱却と、首長優位の議会無能論に対抗するために、全国の地方議会有志が探究しているのです。

アメリカ、イエール大学の心理学者スタンレー・ミルグラムが行った実験、被験者を教師役にして、生徒がテスト項目に答えられなかった罰として電流を流す、有名なミルグラム実験をご存じでしょうか。

アメリカのごく一般的な各世代や職種・立場から集められた被験者40人を対象に、あらかじめ体験として45ボルトの電気ショックを受け、生徒の受ける痛みを体験させた後に、

被験者教師と生徒役は別の部屋に分けられ、被験者40人中25人、63%が、用意されていた最大レベル5である450ボルトまでスイッチを入れたそうです。被験者たちはやめることもできたのですが、6割以上がそのスイッチを入れるという、権力の恐ろしさをあらわした実験結果です。

これは、権力に置かれた誰もが、罰として、弱い立場にある者を、死ぬと思われる状況まで平然と実行してしまうという恐ろしいことを意味します。使う側の大きな視野で見て一つの事象を判断する、人間英知の能力を問うています。

木を見て森を見ず。画竜点睛を欠く。大所高所に立ち、ミクロからマクロから、前から横からと視野を変え、我々議員は最善の結論、市民を幸福に導く結果の責務を、4年間市民から託されているのです。

城山台中央公園や城山台の各公園に住民が健康遊具設置を求めるのが、なぜだめなのでしょう。誰もが快適な周辺環境を求めるのは当然であり、まちの状況を肌で感じるができる大切な住民行動が請願です。国に対して、もし新紀見トンネル早期着工請願が上がった場合、わけも述べず国は否決するのでしょうか。もし、国が意見書を否決した場合、我々市議会は、これを何と市民へ説明するのでしょうか。陳情よりもせっぱ詰まった声、一人ひとりが考えて署名する請願に対し理由を述べないという委員会に、市民は本当に信任に値すると思うのでしょうか。高齢者105人の声は、ただ105名ではありません。そこには今回署名活動を知らなかった人たちもいるでしょう。ほかの地域でも欲しいという声もあるやもしれません。主権者は市民なのです。市長でも、議員でも、職員でもなく、主権者は幸福を求める市民なのです。市民目線を持たなければならぬ議会機能が、ミルグラム実験

の教師のように罰を与えてよいのでしょうか。市民が請願を出すことに、全市の高齢者、福祉施策や公園の整備状況、健康器具の機種や価格、予算額を調査する必要があると、ここにいる議員諸氏は、本当に市民、請願者が行うべきであるとお考えでしょうか。それをやる権限と機会を市民から与えられているのは、議会や委員会ではないでしょうか。

議会は今、時代の変化に対応すべく、議会議員の役割意識を見直し、自らの行動指針ともなる議会基本条例を制定するよう協議を重ねています。ここには、市民の行動も条文化されるでしょう。そこに、請願は地域要望でなく全市を見渡した目線で書き、提出せよと条文をお書きになるおつもりでしょうか。

先日来、市内の小・中学校を訪問させていただいておりますが、その中で要望もあります。この要望は一つ一つの学校から求めなければ、議会は行動しないのでしょうか。

橋本市議会では、平成24年6月、本会議中継を開始し、この12月定例会より、常任委員会審議は録画でインターネットオンデマンド配信を予定しています。

議会先進国であるアメリカ議会は、70年代に情報公開を進めました。その結果、委員会で採択したことを本会議で不採択とすることが増えたそうです。それは、委員会が偏った不十分なことが明るみになり、民意に沿わないことが本会議で明らかになるからだそうです。

委員会は、本当の意味での慎重審査を行い、公開の場で説明責任を果たさなければなりません。公人、つまり公共的人間である議会議員に求められることは三つ。説明責任、法令

遵守、透明性です。

この模様はインターネットで世界に配信されています。また、請願者や105名以上の高齢者に届いています。賛否は2月議会だよりも掲載され、5月、議会報告会でも当然、説明責任を果たさなければなりません。議会の市民に説明されていない慣習・慣例を押し付けることを、間違っていると気づくべきときが来たと思いませんか。

会派や政党にこだわる必要はありません。議員一人ひとりが判断を行い、しっかりと考えを述べ、採択にあたるべきです。我々議員は、市民の希望をかなえる職責を議員一人ひとりが担っているのですから。

○議長（石橋英和君）17番 松本君。

○17番（松本健一君）引かれたレールをたどるときは、本当にこの先に……

○議長（石橋英和君）松本君、ちょっととめてください。

○17番（松本健一君）市民の希望を……

○議長（石橋英和君）松本君、とめてください。

○17番（松本健一君）実現できるのか、先を見て判断を行うべきと私は皆さんに訴えたい。

○議長（石橋英和君）松本君、とめなさい。

○17番（松本健一君）あなたの後ろ姿がミル



グラムの教師に見えるのか……

○議長(石橋英和君) 暫時休憩といたします。

(午前11時10分 休憩)

(午後1時30分 再開)

○議長(石橋英和君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、松本健一君より発言の申し出がありますので、これを許します。

17番 松本君。

○17番(松本健一君) 先ほど、請願第13号における討論において、議長の発言制止に従わなかったことを心より謝罪申し上げます。また、討論の内容におきましては一部不適切な発言があったので、その発言部分について取り消しをしたいので、許可くださるようお願い申し上げます。

○議長(石橋英和君) この際、お諮りいたします。

ただ今、松本健一君から請願第13号の討論における発言について、一部不適切な表現があったので、会議規則第65条の規定により、その一部を取り消したい旨の申し出がありました。

この取り消し申し出を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石橋英和君) ご異議なしと認めます。

よって、松本健一君からの発言の取り消し申し出を許可することに決しました。

ほかに討論する方ありませんか。

11番 土井君。

〔11番(土井裕美子君) 登壇〕

○11番(土井裕美子君) 請願第13号 城山台中央公園および各公園内への屋外健康器具設置に関する請願について反対の立場で、委員長報告は不採択であり、賛成の立場で討論をいたします。

少子高齢化の進む中、医療介護費の抑制はどの自治体においても喫緊の課題であることは認識しており、公園に屋外健康器具を設置し、高齢者の健康維持に取り組んでいただくことは大変に良いことであり、理解はできません。

しかしながら、請願理由の中では、城山台各公園内と城山台中央公園に順次設置を請願する、とだけしか明記されておらず、委員会においては、紹介議員のほうから口頭でのみ、市内全体を見て必要なところにつけていただきたいという思いはある、との説明でございましたが、本来、そのような思いがあるのであれば、請願理由のところに市内全域と明記すべきであると考えます。

次に、本格的なフィットネス・ゾーンを実現する屋外健康器具を設置していただきたいとのことでございましたが、説明の中では、管理上問題のないものを求めていることや、城山台中央公園に4台程度の設置が必要ということなどでありました。果たしてそれが本格的なフィットネス・ゾーンと言えるのでしょうか。その本格的なフィットネス・ゾーンの内容についての解釈が大変曖昧であると考えます。

また、請願内容が、城山台地域全公園内に設置を求めておられますが、個人的な署名はあるものの、全自治会での総意は得られているとは言えないということであり、本来公園は子どもから高齢者まで広く地域住民が利用される場所であるため、屋外健康器具を使用する対象者の思いが強いからこそ、自治会での総意を得た上で要望されるべきであると考えます。

委員長報告の中にもありましたように、当局は高齢者の健康維持において、公園内の健康器具の設置は今後の課題と認識しているが、まずは公園内の既存の遊具等の維持・保全の

ために公園長寿命化計画やバリアフリー化が最優先であり、また、バリアフリー化については平成27年までに順次計画をしているということでありました。

公園内に健康器具を設置している自治体におきましては、有効に活用がされていないなどの問題点もあり、設置においては、今後いきいき長寿課や健康課など各課との連携のもと、有効的な健康づくりの取り組みとなるように検討した後に設置すべきと考えます。

よって、地域住民のお気持ちは十分理解はできますものの、議会は市民の声を受け、地域の隔たりのないよう利害調整を行うということのためにも、市民全体の利益の享受という面から考えて、本請願の文面に、きっちりと市内全域と明記しておくべきであり、口頭だけでそれを読み取っていただきたいということは大変難しく、よって、本請願においては委員長報告の不採択に賛成とさせていただきます。

○議長（石橋英和君）ほかに討論する方ありませんか。

12番 清水君。

〔12番（清水信弘君）登壇〕

○12番（清水信弘君）採択することに反対の立場から討論したいと思います。これは城山台の公園ということに限定されております。それが橋本市全体に及ぶものであったとしても、橋本においても高野口においても、最人口密集地には、そういう公園などをつくる余地はありません。ですから、採択して橋本市全体につけるとなっても、いかにも不公平なものになると思います、特に、城山台限定となっておりますことに対して、私は賛同いたしかねます。

以上であります。

○議長（石橋英和君）ほかに討論する方ありませんか。

18番 井上君。

〔18番（井上勝彦君）登壇〕

○18番（井上勝彦君）私は、請願第13号につきまして、賛成議員として署名をさせていただきます。なぜかと申しますと、これは請願に賛成の立場で答弁させていただきたいと思えます。

中身はどうかあれ、請願者は市内全域という、市民の皆さんというのは、議会は市内全域とか、あるいは全体のことを考えて、議員としたらやっぱり動かないかんということはよくわかっております。しかし、請願者そのものは市民であります。市民の105名の請願というのは、出す方は市内全域でなければ具合悪いというようなことは恐らくないと思えます。高野口は高野口の、あるいは隅田は隅田の地域の人が、やはりつくっていただきたい、高齢者のために何とかその健康器具を置いていただきたい、こういうやはり要望は出てくると思えます。そこで、大局的に判断していくのは議員であります。請願に対して、それが高齢者にとって大事なことであるかどうかということ判断していかなあかんというのが、私の考えであります。

この委員会の中で、私が取り組んだ伏原文化センターあるいは保健福祉センターということで、あるいは高野口クリーンセンターという文言が出てきております。私は、伏原文化センターにしろ、あるいは保健福祉センターは、まだできて間がないんですけども、高野口クリーンセンター跡地にパークゴルフ場が設置済みであります。昨年ですかね。伏原文化センターにつきましては、平成7年から建築がはじまりまして、国の予算を取りまして、そしてあれは6,300万円で建ったわけです。これは今、年間1万2,000人から3,000人、市長もよくご存じやと思えますけれども、利用させていただいております。これは、要するに

何ていいますか、医療費の削減にもつながりますね。ということで、この中に、この答弁がありましたということが書いてありますが、実際にこれは否定するものではないと私は思います。

皆さんも見に行ってくれたらわかると思いますけども、そういうことで、やはり各地区に実績をつくっていく。これは城山地区のみだけではなくて、城山地区もやはりそういう要望があったかと思います。それは、当局が、要するに財政の問題もあるし、するので、今、一気にできるかできやんかわからんけれども、やはり議員として必要であるかどうかということをよく考えて、そして、必要であるということであれば、やはりその財政の問題で、採択を仮にしたとしても、当局が財政の問題で何年か先になるかわからんし、また、あしたつくってあげようというかもわからんけれども、当局の考えを十分吟味をしながら、議員としては大局的に物事を考えていかないと、私はそういうふうに思います。

ただ、あそこには駐車場があるのかないかという問題ではなくて、その地区に必要とあれば、また予算の獲得をしてつくったらええことであると。つくっていくべきだと私は思うし。そういう入り口ですったこった問題にするのではなくて、橋本市全体の中で、健康維持設備がこれからの高齢化社会で大事であるかどうかということ、大局的な判断で考えていくべきやと私は思います。

そういう意味において、城山台からたまたま上がってきましたけど、また、各地区からこれから先、上がってくるだろうし、またつくっていかんきゃならないと私は思っています。

そういうことで、当局の福祉に携わる皆さん方にはお願いしておきたいんですが、そういうやはり思いがあるということを考えてい

ただいて、そして、各地域に、たまたま城山台という限定された請願ではあったけれども、これをやはり一つのモデルとして、そして各地域に何箇所かつくって、そして高齢者、障がい者のために、やはり健康で長生きをしてもらうという意味で、やっぱり考えていくべきであると思います。

そういうことで、例えば、その限定された公園にできなかった場合は室内でも構わんけれども、そういう福祉的なことを、施設を、これからやっぱり広げていただきたいという意味におきまして、大局的な立場から賛成として、請願に賛成の立場で意見を述べさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（石橋英和君）ほかに討論する方ありませんか。

20番 樽井君。

〔20番（樽井豪男君）登壇〕

○20番（樽井豪男君）私は、この委員長報告については反対、請願には賛成の立場で、一言簡単に言わせていただきたいと思います。

まず、率直に思いましたのは、やはり市が高齢者対策、いろんな今後の施策の中で、これを提案することによって、採択になってもならんでも、やはりそういったことを趣旨に入れて、こういったことも考えるべきじゃないかということで思ひまして、今回請願には賛成ということで思っております。

今は、いきいき長寿課を筆頭に高齢者対策、いろんなご苦労されております。もしこういったことで少しでも高齢者が励みになり、医療費も少なくなるという、数字にあらわれてきませんけども、やはりこういったことも市の施策としては必要じゃないかということで、今回の請願については賛成の立場で考えております。

以上です。

○議長（石橋英和君）ほかに討論する方ありませんか。

14番 中本浩精君。

〔14番（中本浩精君）登壇〕

○14番（中本浩精君）私は、委員長報告に賛成、請願に反対の立場で討論させていただきます。

皆さまからいろんなご意見を聞きまして、将来を考えますと、本当に少子高齢化が進む中、高齢者の健康増進、非常に大事な、大切なことだと思います。そういう中で、健康器具の設置ということでお話が出てきていると思います。

ただ、財政的なこととか、それと、やはり将来的にはいろいろと考えていかなければいけない非常に重要な案件だと思います。しかし、財政的なことと、やはり、今あります屋外の健康器具の利用状況、そしてまた市内のどういう場所に、本当に市民の方から、多くの方から要望があれば、どういう場所に設置していくとか、さまざまなことを将来的には考えていかなければならないと思います。

ただ、今回は請願事項、城山台各公園内、特に、中央公園に高齢者向けフィットネス・ゾーンを実現する屋外健康器具を設置くださいという請願内容だと思います。だから、こういう請願内容でありますので、将来のことは皆さんで考えていただくことといたしまして、この請願事項だけを判断させていただきますと、請願には反対、委員長報告に賛成という立場で討論させていただきました。

○議長（石橋英和君）ほかに討論する方ありませんか。

22番 中本正人君。

〔22番（中本正人君）登壇〕

○22番（中本正人君）私は、委員長報告に対しまして反対の立場で、そして、請願につき

ましては賛成の立場で討論したいと思います。

私は、先ほどの委員長報告の中で、この請願に対しまして一人の賛同者もないということにつきまして、私はなぜかなというふうに関心しました。

皆さんもご存じのとおり、我が国は高齢者社会に入っており、本市も同じであります。そういう中で、高齢者のために、健康維持のために、そして医療費削減のためにも、今回の城山台に健康器具を設置するということは、私はいいのではないのかなと思います。

しかし、先ほどからお話ありましたように、ただ、城山台だけに限らず、各地域でやはりこういうのは、予算の許す限り設置していくのが本意ではないのかなと私はそう思います。

そういうことで、やはり国の制度としましても、要支援サービスの2事業を市町村に移管するという案も出ておりますが、そうなれば、ますます要支援を受けるサービスが厳しくなり、また逆に、介護者が増えてくるのではないのかなと私はそう感じます。

そういう意味からも考えますと、私は、今すぐにはいきませんが、予算の許す限り、一つずつでもいいですから、市内の各公園に設置できることをお願いしたいということをお願いしまして、私の討論といたします。

○議長（石橋英和君）ほかに討論する方ありませんか。

1番 松浦君。

〔1番（松浦健次君）登壇〕

○1番（松浦健次君）私は、本請願に賛成の立場から討論いたします。

高齢者の健康の維持増進という請願の趣旨は、妥当なものであると考えます。また、城山台中央公園及び各公園内への屋外健康器具設置に関すると、これを求めるということは、その趣旨としては限定するものではなく、市内全体に、そういう必要なところ、また有効

な場所を選んで設置すべきだという趣旨も含むものと類推いたしましたして、賛成といたします。

市当局に対しても、こういう要求があるんだということを、この賛成多数で採択していただくことによりまして、市当局にも、象徴的な意味でこの健康器具設置ということを中心に心がけていただく一つの重要な目安になると思いますので、賛成といたします。

以上です。

○議長（石橋英和君）ほかに討論する方ありませんか。

2番 阪本君。

〔2番（阪本久代君）登壇〕

○2番（阪本久代君）請願を採択することに反対の立場で討論を行います。委員会でなぜ反対をしたのかということ述べたいと思います。

まず第一に、高齢者の皆さんじゃなくても、市民の皆さんが健康器具と申しますか、屋外に置く健康器具を使って運動したいという気持ちはすごくよくわかりますし、特別なところに行くじゃなくて、ふだんウォーキングとかしている途中で、この健康器具を使いたいという気持ちも大変よくわかります。

しかし、公園というのは、やはり小さい子どもさんから小学生の皆さんから、いろいろな方が利用される場所ですし、そういうところで、屋外健康器具が本当に誰が使っても安全なものかどうかということに、私自身は疑問を持ちました。中島にある健康器具を置いてあるところにも行って見ましたが、それにはすべて大人用と書いてあります。大人の身長に合わせた遊具になっておりますので、小学校の低学年の子どもが使うには適さないものであるというふうに思いました。

ただ、公園でしたら、このいろいろな質疑の中で、先ほど伏原の文化センターとか保健

福祉センターとかも話がありましたけれども、この請願の趣旨は、誰が使ってもいいですか、誰もいないところで一人でやっても安全なものという意味だと思うんです。保健福祉センターとかでしたら、しっかりと指導する方もいらっしゃるの器具を使うことなので、請願の趣旨とほかのそういうところとの、また区別して考えないといけないと思うし、設置するのであれば、本当に市内の、簡単に歩いて行って使えるところ全部につけるといことが条件になってくると思います。

そういうときに、さっきも言いましたけども、本当に誰が使っても安全なのかどうかが一番心配なのと、また、ほかの自治体、仙台市であるとか、東京とかでも順番に公園に設置されているというのも調べましたけれども、その中でも、やっぱり使うときには無理をしないことであるとか、雨降った後には滑りやすいので使わないでくださいとか、そういうパンフレットをつくられてあるところもありました。やっぱり安全のことを考えたときには、かなり慎重にするべきではないかなというふうに考えまして、私自身は反対をいたしました。

以上です。

○議長（石橋英和君）ほかに討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、請願第13号 城山台中央公園および各公園内への屋外健康器具設置に関する請願について を採決いたします。

委員長報告は不採択であります。本件は採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（石橋英和君）起立少数であります。

よって、請願第13号は不採択と決しました。